

金倉組景観づくり住民協定書

(目 的)

第1条 本協定は、先人たちが造り守り続けた歴史ある金倉地域を受け継ぎ、さらに美しい地域づくりを目指していくことを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定の名称は「金倉組景観づくり住民協定」とする。

(協定適用区域)

第3条 本協定の適用区域は、金倉組全域とする。

(協定の締結)

第4条 本協定は、組内に住所を有する者の3分の2以上の合意のもと締結とする。
(以下協定を締結した者を「協定者」という)

(組 織)

第5条 本協定の運営に関し、金倉組景観づくり住民協定協議会（以下「金倉景観協議会」という）を組織する。

(役員を選任)

第6条 金倉景観協議会には、次の役員を置くこととする。

会 長	1 名
副会長兼会計	1 名
幹 事	若干名

2 会長は金倉組長、副会長兼会計は金倉副組長とする。

3 正副会長以外の役員は、金倉協議会役員で組織する。

(役員職務及び任期)

第7条 会長は金倉景観協議会を代表し、協議事項を総括するものとする。

2 副会長は会長の補佐及び代理をするものとする。

3 幹事は協定事項の運営にあたるものとする。

4 正副会長及び役員任期は4月1日から3月31日の1年とするが、再任もできることとする。

(総 会)

第8条 総会は協定者の2分の1以上の出席（委任状含む）をもって設立とし、出席者の過半数の賛成をもって議案の可決とする。ただし本条第2項（1）の事項は第11条によることとする。

2 総会では、次の事項を審議する。

(1) 協定事項の改定及び廃止に関する事項

(2) 会長が必要と認める事項

(事務所)

第9条 金倉景観協議会の事務所は、山ノ内町大字平穏2724番地5（金倉公会堂）に置く。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とする。

(協定の改定及び廃止)

第11条 本協定の内容改定及び廃止は、第4条同様協定者の3分の2以上の合意をもって行うものとする。

(補 則)

第12条 本協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

本協定に抛り難い場合及び疑義が生じた事項は、金倉景観協議会が処理する。

この協定は、平成29年4月1日から適用とする。

平成29年 3月27日

金倉組景観づくり住民協定協議会

代 表 金 倉 組 長